

「山口県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン(素案)」 に対するパブリック・コメント（県民意見の募集）の実施結果について

1 意見の募集期間 令和8年7月1日～令和8年7月31日

2 意見の件数 4名 17件

3 意見の内容と県の考え方

【ガイドラインの内容に関するもの】（4件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度		
1	P.6「地域クラブの在り方の再検討について」 「従来の学校部活動に近い、放課後自分の学校で活動できる形の地域クラブ」こそ、最も重要視すべき選択肢として、認定や支援の対象とすべきであり、「地域クラブ活動の在り方」に「学校単位の仲間関係や日常的な活動環境（放課後の校庭・教室等の活用）を維持できる地域クラブの形態についても推進する。」を追加する。	少子化が進展し、従前と同様の体制での学校部活動の運営が困難なことから、部活動改革に取り組んでいるところです。 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることにより、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出や、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流など、新たな価値の創出を目指しています。 また、地域クラブ活動の活動場所として、学校施設を活用する場合においても、認定や支援の対象となっています。 このため、原案どおりとします。
Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応		
2	P.13「地域クラブ創設支援の追加について」 「運営団体・実施主体の整備等」の具体的取組に「地域クラブ活動創設時の運営費及び指導者謝金等の立ち上げ支援制度を整備する。」を追加する。	地域クラブ活動の創設について、コーディネーターの配置や休日の指導者謝金等に対し国補助が受けられる制度が既にあるため、原案どおりとします。
3	P.13「指導者への財政支援の明記について」 「指導者の確保・育成」の基本的な考え方に、「指導者を確保するにあたっては、適切な報酬（謝金）の確保及び、地域クラブ活動立ち上げ初期における指導者謝金等の財政支援が重要である。」も書き添えていただきたい。	指導者の確保・育成に向けた具体的な取組内容として、P.14に「指導者に対する適切な処遇の確保」を記載しています。 また、適切な運営体制・指導体制が確保されているクラブを認定し、休日の指導者謝金等に対し国補助が受けられる制度が既にあるため、原案どおりとします。
4	P.19「生徒主体のクラブ運営の明記について」 「生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等」に「生徒が活動内容や目標設定、運営方法等について話し合い、自ら運営に参画する機会を積極的に設ける。」を追加する。	生徒の地域クラブ活動への参画促進に向けた具体的な取組内容として、P.20に「生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合い」、「生徒が中学校等の卒業後も地域クラブ活動に参加したり、将来的に地域クラブ活動の運営等に関わる仕組みの構築」を記載しています。 このため、原案どおりとします。

【部活動改革の取組に関するもの】（１３件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	〔市町を越えた活動について〕 スポーツ活動、音楽の合奏活動は、共に、参加人数の確保が難しい場合もあるため、市町を越えて子どもたちが集まり活動している例も見られます。 そのため、地域の実情に応じて、市町を越えた活動についても継続できるよう、ご検討いただければ幸いです。	地域クラブ活動は、地域の実情に応じ、参加対象となる生徒の居住する区域を定めることとしており、複数市町を対象区域として定めることも考えられます。 ただし、認定を受けるためには、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められません。
2	〔芸術文化について〕 地域移行はスポーツだけでなく、音楽や芸術文化についても、同様に継続できる環境づくりが大切であると考えます。 音楽活動は、豊かな感性や表現力を育むだけでなく、継続力や協調性、主体性など、子どもたちが将来社会の中で生きていくための力を育む大切な教育活動でもあります。 芸術文化についても、子どもたちの成長を支える活動の一つとして位置付けられ、子どもたちが安心して活動を継続できる環境が整えられることを願っております。	P.3に記載のとおり、部活動改革の理念として、スポーツのみならず、文化芸術活動についても、将来にわたって生徒が継続的に親しむ機会を確保・充実することを掲げ、取組を推進してまいります。
3	〔音楽活動の特性について〕 音楽活動は、日々の個人練習や個人レッスンの積み重ねによって成り立っている面があります。 活動日だけで演奏技術を身に付けることは難しく、継続した基礎練習があって初めて、仲間とともに音楽を創り上げることができます。 また、地域を越えて参加する子どもも多く、移動時間や保護者の送迎などの負担を考えると、活動日数を増やすことが難しい場合もあります。	音楽活動の特性に関するご意見は、取組の推進に当たって参考とさせていただきます。
4	〔制度設計について〕 制度設計に当たっては、地域の実情や音楽活動の特性にもご配慮いただき、子どもたちが無理なく継続して学べる環境を整えていただければ幸いです。 子どもたちが安心して、スポーツや音楽活動を続けられる環境が整えられ、地域の実情に応じた柔軟な制度となるよう、ご検討をいただくことを提案いたします。	P.5に記載のとおり、部活動改革は地域の実情に応じた多様な改革を進めていくことが重要であると考えています。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	〔基本的な考え方について〕 部活動を地域展開することについては、やむを得ない面もあるとはいえ、すべての子どもたちがスポーツや文化活動等に参加する機会を得られるように配慮することが必要不可欠であると考えます。そのための資金、施設・設備、移動手段、指導者等が十分に配置されなくてはならないと考えます。	P. 19に記載のとおり、部活動の地域展開に当たっては、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要であると考えています。 また、運営団体・実施主体の整備、指導者の確保・育成、活動場所の確保、活動場所への移動手段の確保を図るため、本ガイドラインを策定することとしています。
6	〔資金について〕 参加する生徒の家庭には、経済的な格差があり、これまでのように学校で部活動が実施されていたことと比べると少なからず新たな支出が発生すると考えられます。地域展開に関する予算を十分に計上することが必要です。教育的な活動が受益者負担というのであれば、教育格差を容認することにはほかなりません。教育を受ける権利を保障する上でも格別の配慮をお願いします。	経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援については、国において希望する市町に対して行われているところです。
7	〔施設・設備について〕 基本的には公的な施設・設備が多く利用されると思います。学校の体育館等も活用されるでしょうが、その管理等に学校教職員の過剰な負担がかからないように配慮してください。活動終了まで帰宅できないなどの時間外勤務はもつての外です。また、使用料等が発生する場合には、個人の負担にならないようにしてください。	施設の管理については、各施設の運用状況に応じて、各施設管理者において判断されるものと考えます。 なお、P15に記載のとおり、スマートロックの導入やキーボックス等による鍵の受け渡しの負担軽減など、活動場所の管理運営の効率化にも取り組むことが必要だと考えています。 また、P. 7に記載のとおり、認定地域クラブ活動は、可能な限り低廉な参加費を設定することを要件とすることとしています。
8	〔移動手段について〕 これまでは学校で実施されていましたが、今後は大なり小なりの移動が伴うこととなります。地域クラブ活動の実施場所から近い場合はいいですが、徒歩や自転車での移動が困難な場合には移動の手立てが不可欠です。移動ができないことで参加を諦めなければならないということはあってはなりません。保護者が共働きである家庭が大半である現在、自治体が積極的に参画する必要があります。保護者や指導者任せの運搬は絶対に避けてください。	P. 16に記載のとおり、移動手段がないことにより地域クラブ活動に参加できなくなる生徒が生じないよう、地域の実情に応じた移動手段の確保に努めることとしています。 また、国通知を受け、遠征等を含めた移動について、生徒たちの安全確保に向けて対策を徹底し、事故防止等に取り組むことを、P. 17に追記しました。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
9	〔指導者について〕 指導者の資質向上の取り組みは不可欠です。ここでいう資質とは、単にその競技や活動に専門的知識を持つということのみでなく、あくまでも「部活動の地域展開」という観点から、教育的な活動であることを忘れてはなりません。これまでも地域の外部指導者が関わるケースで(学校内でも言えますが)、極端な勝利至上主義に陥ることが考えられます。携わってくださる指導者への配慮はもちろん必要ですが、独善的な活動になることは絶対に避けなくてはなりません。また、教員の兼職兼業に関しては、本人の意思を最優先とし、断れない状況にならないよう十分に配慮してください。	地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動です。このことを研修で受講した指導人材が活動に携わることを、認定要件とすることとしています。 また、P. 30に記載のとおり、兼職兼業を許可する際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認することとしています。
10	〔大会等への参加について〕 地域展開になるとこれまでよりも広範な主催となることが考えられます。主催者によって参加の制限を加えることには、慎重である必要があります。また、開催日が必ずしも休日であるとも言えないと思います。さまざまな大会等への参加を保障することは大切ですが、個別の判断が必要であるとも思います。とくに授業日の大会参加には慎重でなくてはなりません。	大会の参加資格や大会日程については、各大会の主催者で判断されるものと考えています。 また、P. 29に記載のとおり、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、学校の設置者等が、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の数の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査するなどの工夫を行うこととしています。
11	〔適切な活動時間・休養日等の設定について〕 週2日以上休養日を設定、平日1～2時間程度、休日3時間程度の活動等の活動指針が示されています。このことが確実に守られるようにしてください。子どもたちの安全や健康面、指導者の長時間労働にならないよう配慮を求めます。	P. 7に記載のとおり、「適切な活動時間や休養日が設定されていること」を認定要件としているところです。 また、指導助言等によっても改善を期待することができないとき等は、認定を取り消すこととしています。
12	〔教師の人事における学校部活動の指導力の評価等について〕 教師の採用や人事異動に部活動や地域クラブ活動での実績等が過度に評価されることは、他の教師の人事異動に大きな影響があると考えられます。あくまでも本人の意思が最優先され、学校の業務に支障を生じさせないことが不可欠です。	P. 30に記載のとおり、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意することとしています。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
13	〔正課クラブについて〕 これから入学して来る新１年生（中学生）のほとんどは、クラブ活動の経験のない生徒なので、やらないで帰宅が当たり前の人たちである。そういうわけで、地域クラブに足を踏み入れるのには高目のハードルがあると思われる。 そこでまず経験させるのが１番なので、50年前の我々の頃に有った正課クラブを週１時間復活させて、まずクラブ活動を体験させる。そのようにして課外クラブ（地域クラブ）移行への前過程を作り、子どもたちへの理解度を深める。	少子化が進展し、従前と同様の体制での学校部活動の運営が困難なことや、教師の多忙な勤務状況を踏まえ、部活動改革に取り組んでいるところです。 お示しの正課クラブの復活は考えていませんが、生徒の自主的・自発的な参加により、生徒のニーズに応じた多種多様な体験が行われるよう、取り組んでいきます。